

令和3年7月9日

各 位

豊島区文化商工部

生活産業課長 高橋 隆史

東京都の「緊急事態措置」及び
感染拡大防止協力金等について（情報提供）

令和3年7月12日からの「緊急事態宣言」に伴い、東京都が措置及び協力金・支援金について発表しましたので情報提供します。

記

1. 緊急事態措置（令和3年7月12日0時～令和3年8月22日24時）

（1）都民向けの要請

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛
- ・**20時以降の不要不急の外出の自粛**
- ・混雑している場所や時間を避けて行動すること
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- ・不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動や、**感染が拡大している地域への不要不急の移動を極力控えること**
- ・路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛

（2）事業所向けの要請

- ① 酒類及びカラオケ設備を提供する、もしくは利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店やキャバレー、ダンスホール、バー、スナック、結婚式場等（宅配・テイクアウト除く）への**休業要請**
- ② 酒類の提供をせず、かつ利用者による酒類の店内持込を認めず、さらにカラオケ設備を使用しない飲食店やダンスホール、ダーツバー、ライブハウス、結婚式場等（宅配・テイクアウト除く）への5時から20時までの**営業時間短縮要請**
- ③ イベントの開催、劇場、映画館、集会場、展示場、貸会議室、体育館、水泳場、野球場、ゴルフ場、テーマパーク、遊園地、博物館、動物園等への**要請等**
 - ・人数上限5,000人かつ収容率50%の要請
 - ・イベント開催の場合、5時から21時までの営業時間短縮要請
 - ・イベント開催以外、5時から20時までの営業時間短縮
(1,000㎡超の施設へ要請、1,000㎡以下の施設へ協力依頼)
 - ・映画館は、5時から21時までの営業時間短縮
(1,000㎡超の施設へ要請、1,000㎡以下の施設へ協力依頼)
 - ・入場者の整理や従業員に対する検査の勧奨など、政令や業種別ガイドライ

ンによる感染症対策の徹底

- ・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛要請
- ・酒類提供及び利用者による酒類の持込を認めないこと
- ④ 百貨店、ショッピングセンター、パチンコ、ゲームセンター、スーパー銭湯等の商業施設への要請等
 - ・1,000㎡超の施設への5時から20時までの営業時間短縮要請
 - ・1,000㎡以下の施設への5時から20時までの営業時間短縮の協力依頼
 - ・入場者の整理や従業員に対する検査の勧奨など、政令や業種別ガイドラインによる感染症対策の徹底
 - ・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛要請
 - ・酒類提供及び利用者による酒類の持込を認めないこと
- ⑤ その他の施設
 - 入場整理実施、オンライン活用、酒類提供自粛、利用者による酒類の持込を認めないことなどの協力依頼
- ⑥ 職場への出勤等
 - ・テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者の7割削減を目指すことを要請
 - ・事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの早期終業・帰宅要請

※ 緊急事態措置の詳細は、[東京都ホームページ（こちら）](#)で確認ください。

2. 協力金、支援金等（詳細は追って公表）

※ 協力金・支援金の詳細は、[東京都産業労働局ホームページ（こちら）](#)で確認ください。

（1）飲食店等に対する営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金

緊急事態宣言の発令に伴い、営業時間短縮及び休業の要請に全面的に協力する飲食事業者等の店舗を対象として協力金を支給。

- ① 対象期間：令和3年7月12日～令和3年8月22日（42日間）
- ② 支給額（予定） 一店舗当たり中小企業：168万円～840万円
一店舗当たり大企業：上限840万円

（2）大規模施設の営業時間短縮に対する協力金

緊急事態宣言の発令に伴い、営業時間の短縮要請等に全面的に協力する大規模施設及び当該施設のテナントを対象として、協力金を支給。

- ① 対象期間：令和3年7月12日～令和3年8月22日（42日間）
- ② 支給額（予定） 大規模施設（1,000㎡超）：1,000㎡あたり20万円/日
当該施設のテナント：100㎡あたり2万円/日
 - ※ 営業時間短縮の割合に応じて支給
 - ※ 支給対象施設は[こちら](#)から確認ください。

3. 問い合わせ先

(1) 東京都緊急事態措置等相談センター

電話番号 03-5388-0567

(土日祝日含む毎日午前9時から午後7時)

(2) 感染拡大防止協力金等コールセンター

電話番号 0570-0567-92

(土日祝日含む毎日午前9時から午後7時)

生活産業課長 高橋 080-9864-0619